

大阪大学産業科学研究所施設利用内規

(趣旨)

第1条 この内規は、大阪大学における施設の点検調査・評価等に関する実施要項（以下「実施要項」という。）に基づき、産業科学研究所（以下「研究所」という。）が管理する施設の有効活用を推進し、教育研究活動の一層の活性化に資するために、必要な事項を定める。ただし、大阪大学における施設の有効活用に関する規程第2条第3号に規定する学内共用スペースに関しては、別に定める。

(施設の種類)

第2条 研究所内施設を、次の各号に掲げる種類に区分し、用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 共通スペース 研究所の管理運営に必要な共通施設等のスペースをいう。
- (2) 研究分野基準スペース 各研究分野が教育研究のために独自の利用する基準スペースをいう。
- (3) 共同利用スペース 研究分野基準スペース以外に利用可能な教育研究用スペースをいう。

(利用の範囲)

第3条 施設の利用は、教育・研究を目的とするものとする。ただし、産業科学研究所長（以下「所長」という。）が適当であると認めた場合は、この限りではない。

(施設利用の資格等)

第4条 施設を利用することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 本学の教職員及び学生
- (2) その他所長が適当と認めた者

2 施設利用責任者は、当該研究分野及び附属研究施設等の長とする。

(利用申請)

第5条 施設利用責任者は、年度毎に施設利用申請を施設委員会（以下「委員会」という。）に行う。

(返却申請)

第6条 施設利用責任者は、室を利用しなくなるときは、速やかに施設利用返却申請を委員会に行う。

(施設利用の決定)

第7条 委員会は、第5条又は前条に規定する申請があったときは、施設の利用計画を策定する。

2 所長は、委員会の議を経て、施設の利用者を決定する。

(利用の取消し等)

第8条 所長は、利用者がこの内規に違反し、又は研究所の運営に支障を生じさせる恐れがあるときは、その利用を取消し、又は停止することができる。

2 前項の他、研究所において特別の必要が生じた場合は、所長は委員会の議を経て、施設の利用計画を変更の上、その利用を取消し、又は停止することができる。

(共通スペース)

第9条 第2条第1号の共通スペースは、次の施設とする。

- (1) 産研規程に定められた附属研究施設
- (2) 産研規程に定められた共通施設、その他内規にて産研内に設置を認められた室等
- (3) 所内各委員会が所掌する業務のために使用するスペース

(研究分野基準スペース)

第10条 第2条第2号の研究分野基準スペースは、専任分野、兼任分野毎に別に定める。

(共同利用スペース)

第11条 第2条第3号の共同利用スペースは委員会の管理下におき、委員会の審議を経て、必要とする研究分野等に一時利用を認める。

2 共同利用スペースの利用に対しては、利用面積に応じて別に定める課金基準により課金する。

(損害の賠償)

第12条 利用者は、施設、備品を常に善良な管理者の注意をもって利用するものとする。

2 利用者は、故意又は重大な過失により、施設を滅失又は棄損したときは、所長の指示に従って速やかにこれを原状に回復し、又は損害を賠償するものとする。

(利用者の遵守義務)

第13条 利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 第7条第1項に掲げる利用計画に沿った用途以外に使用しないこと。
- (2) 施設の利用上、やむを得ず施設等に大幅な変更を加えるときは、その詳細が確認できる図面等の必要書類を整備し、所長の許可を得ること。
- (3) 室の利用が終了する際、施設利用責任者は委員会の指示に従って原状回復の措置等を行うこと。

(雑則)

第14条 この内規に定めるもののほか、施設の利用に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この内規は、平成18年1月19日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成18年7月20日から施行する。
- 2 研究室等使用基準(昭和61年2月20日制定)、「研究室等使用基準」の特例措置(昭和61年5月15日制定)、研究室等の一時使用について(昭和59年11月15日制定)は、廃止する。
- 3 この改正施行の際、現に各研究分野等が利用していた室は、改正後の第7条に規定する利用決定を受けたものとみなす。

附 則

この改正は、平成30年5月17日から施行する。

大阪大学産業科学研究所施設利用内規に関する申合せ

(平成18年7月20日教授会申合せ)

(平成24年3月15日一部改正)

(平成24年11月15日一部改正)

1. 大阪大学産業科学研究所施設利用内規第10条の研究分野基準スペースについては、
当分の間、原則として1研究分野当たり、専任分野は400m²とする。
2. 研究分野基準スペースの算出において、廊下相当部分を利用している研究分野の場
合は、これを除外し、当該廊下相当部分の利用については、別に定める。

附 則

この改正は、平成24年3月15日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成24年11月15日から施行し、平成24年4月1日から適用する。